

# 絶対老制・日本<sup>1</sup>

---

## 世代内格差是正から世代間格差是正

同志社大学 橋木俊詔研究会 社会保障分科会

### 執筆者氏名

中安晃徳 伊藤利浩 上村朋子 武田理央 問山亮  
介 布島健太郎 森本航平 山下基世

2010年12月

---

<sup>1</sup>本稿は、2010年12月11日、12日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2010」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、橋木俊詔教授（同志社大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

# 絶対老制・日本

---

世代内格差是正から世代間格差是正

2010年12月

# 要約

## 1、現状・問題意識

少子高齢化の一途をたどる日本は現在様々な問題に直面している。年々、老年人口が上昇しながらも若年人口が減少し続けているために、高齢者に対する所得保障を始めとする現行の各種の社会保障に限界が見え始めている。

老年人口は平成 21 年において日本の総人口に対して 22.7%を占めている。また、生産年齢人口(14~64 歳)における老年人口(65 歳以上)の割合を示す老年人口指数は 35.6 と、非常に高い数値を示している。過去の出生率のデータ推移からも、将来高齢者の社会保障を支える若者世代の減少が予想され、将来において徐々に若者世代の負担が増加していくことは明白である。そこから派生する問題は、教育・労働・社会保障など多岐に渡る。特に実質的な賦課方式で運用されている年金においてはその制度自体の存続が危ぶまれていて、年金需給者が増加する一方で負担者が減少している現状では若者の負担は年を追う事に増加している。以前の人口分布では社会保障を支える人数が多かったために現在年金を受給している高齢者が負担者であった時代では、その負担額は現在の若者の負担額に比べて小さかったものと予想される。徐々に広がり続けることが確実視されている若者世代と高齢者世代との世代間格差の存在を放置することはできない。

また、日本の金融資産保有割合は 60 歳以上の高齢者たちが 6~7 割ほどを占めているという現状がある一方で、生活するのに困難な所得しかない高齢者の存在も看過できない。社会保障制度での所得再分配がない状態では不平等度を表すジニ計数によると、高齢者間での数値は 0.8 を超え、非常に不平等度が高いことがうかがえる。

制度の負担者と受給者との世代間の格差と、高所得高齢者と低所得高齢者との世代内格差の 2 つの格差是正のための制度が必要とされる。崩壊の危機にある年金制度維持のために、労働世代が引退世代を扶助するというこれまでの意識を変え、全世代で運営する制度にする必要があるのではないだろうか。社会構造の変化により拡大する世代を超えた格差の拡大を分析・是正するとともに、高齢者の格差拡大の現状改善を目的として現行の年金制度の抜本的な制度改革を提言する。

## 2、分析

本稿では、年金制度維持のための財源調達手段として、税制度の一元化・消費税による徴収を提案する。税での財源調達を現行の保険料方式と比較することにより、その有効性を分析する。また、高齢者間の格差是正を目的とし、高所得高齢者の受け取る年金に対する課税を強化することにより、その再分配効果を分析する。

消費税を調達手段として採用するにあたり、その効果のみならず、消費税を採用する妥当性を鑑みて税率を設定する。税率設定においては、最低生活保障額を決定し、年金制度の維持も視野におさめた税率を計算する。

## 3、政策提言の方向性

年金制度の崩壊が危ぶまれている現状において、抜本的な改革が必要不可欠である。制度維持のためには高所得高齢者などが生活に困窮する高齢者を助ける、世代内での相互扶助の

制度も取り入れるべきである。税制度による負担と同時に高齢者間の相互扶助により、年金制度を全世代で維持し続けることを目的として、これまでの年金制度に対する概念を変えていくことの重要性を提言する。

## 目次 (論文構成に応じて自由に章立てをしてください)

### はじめに

## 第1章 現状・問題意識

(第1節) 現状・問題意識

## 第2章 先行研究及び本稿の位置づけ

(第1節) 先行研究

(第2節) 本稿の位置づけ

## 第3章 分析

(第1節) 年金財源を消費税に求める事の妥当性

(1. 1) 現行の年金制度と改革後の効用比較

(1. 2) 消費税の財源調達力

(1. 3) 消費税の逆進性の問題

(1. 4) 益税問題

(1. 5) インボイス方式

(第2節) 具体的な給付額の算出

(2. 1) 最低限の生活の定義

(2. 2) 具体的な給付額の算定

(第3節) 消費税率の決定

(第4節) 累進支給の累進度の決定

(4. 1) 高所得者の定義

(4. 2) 在職老齢年金制度

(4. 3) 変更後の在職老齢年金制度適用効果

(第5節) 移行問題

(第6節) 一元化の妥当性

## 第4章 政策提言

(第1節) 年金の税方式への移行

(第2節) 年金給付の累進的減額

## 先行論文・参考文献・データ出典

## はじめに

---

はじめに、本稿作成にあたって私たちは「若者視点の政策提言」という点に重視したことを述べておく。近年日本で深刻化する社会保障にまつわる諸問題において、私たち若者世代が大きな負荷を背負わされているのではないかという共通した問題意識から本稿の作成へと至った。

少子高齢化が急速に進む日本においては社会保障を受ける高齢者世代の増加の一方で、社会保障制度を支える若者世代が減少している。このような少子高齢社会の将来像が確実である中で、現行の社会保障制度を維持し続けるのは不可能に近いと言える。仮に現行制度の存続が可能であるにしても、増え続ける引退世代を支えるのは労働現役世代であり、私たち若者世代である。現在も増え続ける年金保険料等の負担は将来に向かってさらに拡大していくことが避けられないだろう。団塊の世代の労働引退を始めとする高齢者人口の急増は、それを支える世代への負荷の増加を意味する。

本稿における主題は「絶対老制」というものであるが、これは 16~17 世紀のヨーロッパにおける「絶対王政」のイメージを用い、現在若者たちが高齢者の人々によって実質的に支配されているという制度の現状が存在することを皮肉めいて表現した造語である。増加し続ける社会保障の負担・世代間における年金受給の格差に対する不公平感・高齢者の増加による若者の主張の場の減少の危惧などから私たち自らが創作した言葉である。

当然に、私たちがテーマに置く年金制度改革には複合的に絡み合う問題が存在し、私たちの感じる世代間格差のみでは論ずることはできない。そこで、私たちは現在もなお拡大中の高齢者間での世代内格差と並行して世代間格差を客観的に捉えることで、現行年金制度の限界と制度改革について全世代の社会的合意に対する説得力を持たせることを目的とする。これらは、私たちが感じる不公平感から生じた極めて偏った問題意識ではあるが、あえてこの立場を崩すことなく現行制度を評価し、その上で高齢者間に存在する世代内格差是正の重大性を取り上げ、両格差から現行年金制度の改革の必要性を提言することを本稿の重要なオリジナリティの一つとしている。

年金制度において深刻化する「世代間格差・世代内格差」の是正を目指し、抜本的な制度改革を含めて将来どのような形で年金制度を維持し続けていくべきかということを一若者代表としての立場から提言させていただく。

## 第1章 現状・問題意識

現在の日本では、「格差社会」という言葉が当たり前のように用いられるようになった。この「格差」についてであるが、格差とは様々な要因が絡んで生じてくる非常に複雑な問題であり、昨今では最も多くの論議を呼ぶ話題のひとつでもある。まずは格差という言葉が表沙汰になった経緯と、格差に関するメジャーな諸問題をいくつか紹介していく。

最近耳にすることが多くなった「格差」という言葉であるが、そのルーツはどこに存在するのか。そもそも高度成長期の日本は一億総中流社会といわれていた。つまり、国民全員が同じ生活水準で中流の暮らしを送っていたという意味である。当時の日本は右肩上がりに経済成長を遂げており、日本型雇用体制、いわゆる終身雇用・年功序列・企業別組合の三つにより雇用者は守られ安心した生活を送ることができるようになった。夫をサラリーマンにもつ家庭がほとんどとなり、年功序列による所得の増加と、大量生産による消費財が安価になったことがあいまって日本国民が豊かな中流の消費生活を送ることが可能となったのである。これが一億総中流社会という言葉が出来た所以である。

この総中流社会を壊していく要因を挙げていく。要因の一つとなったのが、バブル崩壊からの長期不況である。不況により激減した労働需要により、バブル崩壊前の完全失業率は2%ほどだったのが、長期的に見ると現在に至るまで増加している。2010年現在では完全失業率は5%にも上っている。完全失業率とは15歳以上の生産年齢人口で、働く意思のあるものの職にあぶれている人口割合である。

そして、雇用システムの変化も大きな要因となっている。この長期不況の中で各企業は生き残りをかけ急速な雇用体制の変化を迫られた。労働者を減らし失業者を増やしただけでなく、「非正規労働者」を大量に雇用したのである。非正規労働者という存在が、企業側にはどのようなメリットがあるのか。それは、

- ① 賃金が安い
- ② 短時間労働者には社会保険に加入させる必要がない
- ③ 解雇などの雇用調整が容易である

という点だ。逆に言うと、雇用者側にとってそのシステムは、

- ① 賃金が安いために低所得者とならざるを得ない
- ② 社会保険に加入できない人がいる
- ③ いつ職を失うかわからない不安な生活を送らざるを得ない

というデメリットを孕んでいるのである。このことから非正規労働者は正社員と比べて劣悪な条件のもとで働いており、そこに格差が生じていることがわかる。1995年では、正規労働者は3,779万人、非正規労働者が1,001万人だったのだが、2005年には正規労働者が3,374万人、非正規労働者が1,633万人というデータ（総務省「労働力調査」より）があり、すなわちここ十年の間に正規労働者が400万人減り、非正規労働者が約630万人増加したということである。低賃金で低所得者である非正規労働者の人口増大は、格差の拡大に大きく関わる。

また、格差には金銭を持つ者、持たざる者が現れるという「結果の不平等」だけでなく、「機会の不平等」があることも忘れてはならない。「結果の不平等とは、人が職業活動や経済活動などを行うことによって得られた成果、すなわち所得や資産といった経済成果などに

注目して、それに格差があるのかないのかを論じる。一方機会の不平等とは、人が職業活動や経済活動を行うための機会について格差があったのかなかったのかを論じる。」(橘木俊昭「格差社会 何が問題なのか」より)とある。

教育・就職・昇進の機会の格差がある中で、主に問題となるのは教育格差である。良い教育を受けるには親からの教育投資が必要であり、その資金を賄うためには親がある水準以上の所得を得ていることが条件となる。例えば、かつては公立校高校から国立大学である東京大学へと進学するケースは珍しくはなかったが、現在では東京大学の神学者のほとんどの出身校は名門私立高校であり、公立高校出身者でも、塾や家庭教師などでの多額の教育費用がかかっているという。そして、私立大学の年間授業料も年間約 100 万円ほどであり、奨学金制度があるにしてもある程度の所得水準のある過程でしか進学させることが出来ないのが実情である。

本来の理想としては、親の所得に関係なく子どもにより教育が与えられることが教育における機会の平等であるはずなのだが、現状としては所得の高い富裕層の子どもが良い教育を受けることができる一方で、貧困層は教育投資に回すことができず教育の質が低くなってしまっているのである。それだけでなく、高所得な職業を持つ親は子どもに良い教育を受けさせることが出来た結果として子どもも将来的には賃金の高い有利な就職ができ、貧困層の子どもは教育の程度が低いため、生産性の低い労働力として扱われ賃金の低い職にしかつけないという問題もあり、機会の不平等から生じる「階層の固定化」である。その最たる例が医者の子が医者になるケースが非常に多いというものだ。

このように、激変する経済情勢の中で、今までなかった格差に関する諸問題が顕著になってきている。失われた 20 年ともされる慢性的な不況や、加速する経済のグローバル化もあいまって今や日本の若者たちはかつてない苦境に立たされていると言ってしまうのではないだろう。不平等さを表す指標となるジニ係数は 2005 年の時点では 0.38 であったと総務省は発表しており、高い水準を示している。

現役世代が苦しむのは上記のような格差だけではない。彼らには重い社会保障費がのしかかってくるのである。そもそも、この社会保障費は現役世代から賄われるものだというシステムだが、かつてこれが可能だった理由は大多数の割合を占める現役世代が少しずつ負担し合い少数の割合の高齢者の生活を保障していたからである。しかし、今やその論理は完全に破綻していると言わざるを得ない。

高度経済成長期のかつての日本は第二次ベビーブームなどの影響で人口ピラミッドがきれいなピラミッド型を示していたのであるが、近年では婚姻者の減少、子どもを作らない夫婦が増えたなど、生き方が多様化したことにより少子化が加速度を増している。そして不況による経済的不安感から、さらに少子化が進んでしまっているのが現状だ。その一方で医療技術の進歩により平均寿命はどんどん伸び、平成 21 年度のデータでは、男性は 79 歳、女性は 86 歳という驚異的な数字を叩き出している。着実に高齢者の割合は増大しており、総務省が発表した 2010 年 9 月 15 日現在の推計人口によると、65 歳以上の人口は前年より 46 万人多い 2944 万人となり、総人口に占める割合は 23.1% と過去最高を更新した。

総人口に 65 歳以上の高齢者が占める割合の高齢化率が、7-14% は高齢化社会、14-21% は高齢社会、21% 以上が超高齢社会と呼ばれるが、日本は 2007 年に超高齢社会を迎えた。そのため人口ピラミッドは現在壺型であり、多数の現役世代が少数の引退世代の面倒を見て行こうという当初の方針を続けて行くことは、少数の現役世代と多数の引退世代へと人口推移する現代では不可能であることは火を見るより明らかである。

このような人口動態を示していることは周知の事実であるにもかかわらず、年金は現役世代による賦課方式が続いているのだから、これには疑問を持たずにはいられない。現在年金を受給している高齢者の現役時代の負担と、現在年金や社会保障費を支払っている現役世代の負担にも見過ごし難い格差、つまり「世代間格差」が生じているのである。現行の制度を



続けて行けば、現役世代の負担はさらに増え続け、生活は逼迫していくだろう。「若肉老食」となっていくのを私たち若者が見過ごすことはできない。

社会保障給付費およそ 91 兆円の約 70%が高齢者に使われ、少子化関連に使われた社会保障給付費はわずか 3,9%である。日本はこのように高齢者に対しては福祉サービスが充実しているが子どもや若者向けの社会保障は先進国では最低水準なのである。

そしてもう一つ重要なのは、高齢者の世代内でも大きな格差が存在しているという「世代内格差」である。現に金融資産の多くを保有しているのは 60 歳以上の高齢者であり、彼らが手厚い年金などの社会保障費が本当に必要なのだろうかという疑問が出ては来ないだろうか。そして、富を持つ高齢者がいる中で、多くの貧しい高齢者もいる事実がある。全生活保護受給者の中で 45%は高齢者であり、高齢者内でのジニ係数も非常に高い値が出ていることからこれらは世代内格差が確かに存在するという証拠になる。

そこで私たちが着眼したのは、高齢者の世代「内」格差を是正することにより、拡大する世代「間」の格差の是正にも波及させていく政策はないかということである。世代間の格差は、その時々々の景気や社会情勢によって左右されてしまうために、年金負担が大きい世代や、またそうでない世代が生じてしまう。

例えば、物価指数の上昇などをみると、世代会計を用いるだけでは簡単に世代間を比較することができないことが分かる。さらに、15 歳から 24 歳までの完全失業率が、2009 年には 9.1%と依然、高水準で推移していることから、世代間格差において一般的に言われる「若者は高齢者世代より恵まれた時代に育った」という説が必ずしも正解であるとは言い難いことが理解できるだろう。（総務省統計局「労働力調査」より）

また、年金の面からアプローチしてみると、国民年金負担は 1969 年時では初任給の 1/136 であったが、2007 年時では初任給の 1/14 であり、負担割合は増えているという事実直面する。

しかも現在の年金制度のままでは、今後、若い世代を中心に未加入者が増加することが予測され、実際に 2009 年度の納付率は 60.0%で前年に引き続き低下し、過去最低を更新している。さらに驚くべきことは、20 代の未納率が 50%を超えており、30 代でも 40%を超えているという現状である。このことは、年金制度の維持に大きな問題を投げかけると共に、将来、今の 20 代・30 代の若者が年金受給者の年齢になった時に、大量の無年金層（すなわち、国民年金をもらえない層）が生まれる、という深刻な事態になってしまうことをあらわしている。このままでは、正直に国民年金に加入している現在の若者までも損をする事態になりかねない。つまり、世代間での既得権は公平性のみならず、効率性の観点からも問題を引き起こすのだ。

上で述べた通り、世代間を比較することは非常に困難である。しかしながら、世代別の負担の長期的な動向は、大まかには前もって予想できるものであるから、対策を今のうちから考えることで問題解決をはかることが可能である。

よって、私たちは同時期に生まれた同世代内の格差について踏み込んでいく必要性を感じた。これならば条件がほぼ一致し、人々の不満も多少は少なくなるだろう。

私たちは、世代内格差を是正するにおいて、重点を置くべきは以下の三点であると考えた。

- ① 年金方式の変更
- ② 年金制度の一元化
- ③ 年金の支給制度の見直し

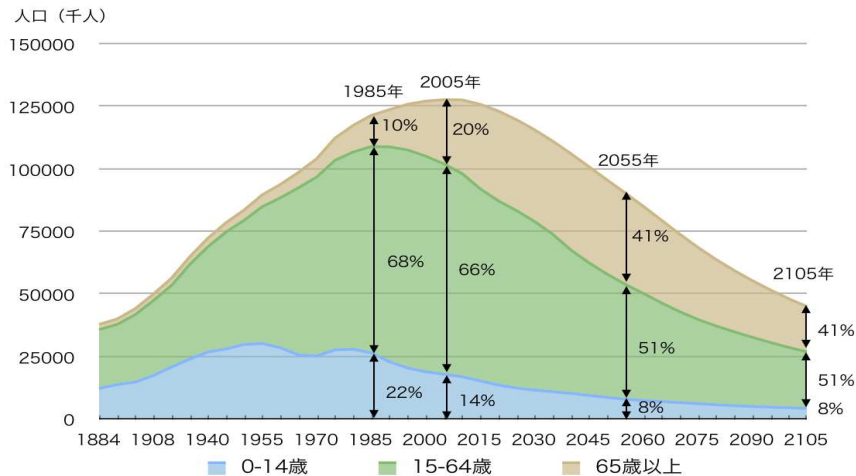
### ① 年金方式の変更

年金問題については、少子高齢化が進む現在において年金負担は現役世代が高齢者の年金を負担するという賦課方式で賄われている現状があるが、この方式の問題点は、現役世代の負担が非常に大きくなるということである。保険料率は年金受給者と現役加入者の比率で決まるため、人口変動の影響を受ける。また、従来の賦課方式が賄える条件としては、ピラミッド型の人口構造が必要である。長期的に見て、これからの日本は少子高齢社会が加速度を増していくことは不可避である。

具体的に現代の少子化・高齢化に分けて数値を挙げていこう。少子化の数値を見るならば、「人口置換水準」をぜひチェックしておきたい。「人口置換水準」というのは、人口を維持するのに必要な、女性1人が一生涯で生む子どもの数を指す。日本は2.07、先進国一般は2.1となっているこの数値だが、（日本においては）1974年にこの値を切った後は、以後も低下が続いている。さらに、合計特殊出生率を海外と比較しても、日本の低下ぶりは顕著である。そして、2005年をターニングポイントに、日本は死亡数が出生数を上回り、以後100年、死亡数>出生数が続くと予想されている。高齢化に関する数値としては、後期高齢者が50年後には全人口の4分の1を占める層となることが現在予想されている。

では、今後の日本の総人口はどうなっていくのだろうか。国立社会保障の人口研究系資料によると、下のグラフのようになると予想されている。

日本人口（年齢3区分）の推移（1884～2105年）



（国立社会保障・人口問題研究所資料より）

これによると、2005年の総人口は1億2,777万人であるが、50年後の2055年には8,993万人と約70%、100年後の2105年には4,459万人と約35%まで減少する。構成比も大きく変わり、老年人口は2005年の20%から2055年の41%と倍近くに増加する予想だ。

まとめると、

- 日本は人口減少局面に入り、人口は50年後に現在の7割、100年後に3.5割になること、
- 今後50年で、少子高齢化が急速に進むこと、

- 2050 年頃以降は、構成比は定常（年少 8%、生産年齢 51%、老年 41%）となり、以後は、この比率のまま人口の減少が続くこと。

以上の 3 点が理解できると思う。

つまり、非生産人口を支えるために労働力の中核となる現役世代の社会的従属負担が大きくならざるを得なくなり、人口構造は逆三角形になっていくのである。

ここで再度、賦課方式に関する認識を確認しておきたい。賦課方式では、引退世代の受け取る年金はその時の現役世代から徴収されるため、保険料の水準は現役世代と引退世代の人口構成比率に大きく依存する。引退世代に比べて現役世代が多いときには保険料は安くなるが、引退世代に比べて現役世代が少なくなると保険料が高騰する。

この状況下で年金の賦課方式を採用し続けるということは、現役世代からの負担がさらに大きくなることを意味しており、理に適っている方式だとは到底言い難いだろう。現役世代の負担を単純に増やしていくのではなく、従来の人口ピラミッドが崩壊するに当たり、新しい年金方式を作っていく必要があると私たちは考えた。

## ② 年金制度の一元化

現在の年金制度は、大まかに言うと「基礎年金」と「被用者年金」の二階建ての構造になっている。

「基礎年金」は日本に住所のある 20 歳以上 60 歳未満のすべての者が加入することになっているものであり、日々の生活の衣食住といった基本的な支出が保障される程度の年金を支給するのが基礎年金の役割である。

一方、二階部分にある「被用者年金」は、加入期間や所得などに比例して支給される、いわゆる基礎年金の上乗せ部分として置かれている年金だ。これは、会社員が加入する厚生年金と公務員が加入する共済年金によって構成されている。

しかし、年金財政が苦しくなるばかりの今日にこのような「二階建ての」保障は本当に必要性があるのかという点に疑問を感じる。

最近のデータでは国民年金や厚生年金など公的年金制度全体の 2008 年度の財政収支が 9,882 億円の赤字だったことが判明している。高齢化による年金給付の支出が増える一方で、2008 年秋のリーマン・ショックで年金積立金の運用収入が大幅減となったことが影響したと見られるが、社会保障審議会年金数理部会に報告された資料によると、国民年金は 4,199 億円、地方公務員共済組合は 6,327 億円、国家公務員共済組合は 2,431 億円の赤字となっていることがわかった。各年金制度の収支合計から制度内の資金移動を除いた全体では、9,882 億円の赤字と見られる。収入のうち運用収入については、国家公務員共済組合が前年度比 38.6%減の 1712 億円、地方公務員共済組合が同 56.2%減の 5,242 億円と、年金積立金の市場での運用損失が響いている。運用損失を時価ベースで見ると、制度全体では 12 兆 5,731 億円に上り、年度末の積立金は 172 兆 1,362 億円あるが、前年度に比べて 19 兆 4,233 億円のマイナスとなった。

年金とは本来、老後の暮らしを保障するものである。その暮らしのレベルは、それなりに生きていけるものであればよく、高い水準である必要性はないのではないかと。少なくとも、公的年金がそれらを保障する義務はないだろう。より良い保障を受けたいならば、民間年金を利用するという手もある。

また、先ほども述べたとおり、公的年期の二階部分は現役時代の報酬に比例して給付される。これでは現役時代の収入の差が、そのまま年金にも反映されることとなり、格差の是正はまったく見込めない。つまり、本当に年金が必要な人ほどお金がもらえないということになる。人間として生存する「機会の平等」が与えられていないと言っても過言ではないだろう。

よって、所得に比例する二階部分を設ける必要性に疑問を感じる。

③ 年金の支給制度の見直し

上昇し続けるジニ係数であるが、世代ごとに参照してみると驚くべきデータが示される。

格差の度合いを示すジニ係数(0-1, 0)を用いると、2002年時で65-74歳では約0.7、75歳以上では約0.8と非常に高い指数を示している。(厚生労働省「所得再分配調査」より)

現在日本の**個人金融資産**は**1,500兆円**あるが、このうち**半分**を**高齢者**が保有しており、**富裕層**の多くも**高齢者**である。年齢の高齢化に従って高資産層が増加し、特に70~80歳においては7000万円以上の資産保有者が25.1%と4分の1を超えていることがわかるが、60~69歳では11.0%、70~80歳では7.2%が1,000万円未満の資産しか保有しておらず、高齢者間の資産格差が大きいこともみてとれる。つまり、金融資産の保有率は50歳以上が全体の金融資産の8割以上、60歳以上でも6割以上を示している一方で、年金を受け取れずに生活保護を受給している割合が高い世代もまた高齢者なのだということが理解できるだろう。(厚生労働省「貯蓄動向調査」より)

つまり、ここまでをまとめると、莫大な富を持つ高齢者がいる一方で貧しい高齢者が存在するのが、昨今の日本の現状であることがわかる。その貧しい高齢者のための費用やお金持ちの高齢者に対する年金や、医療費をわれわれ若者が負担をしなければいけないというのはいささか理不尽ではないだろうか。序盤で述べたとおり、世代間の公平・不公平を計るのは非常に困難である。しかし、逆に言えば、世代内の公平・不公平は共有する時代背景が同じなため比較しやすい。ゆえに、高齢者間の世代内格差は高齢者自身によって解決してもらおうというのが私たちの考えである。

現行の年金制度においては、上記で示した『7000 万円以上の資産保有者』のような多くの富を持つ高齢者さえも年金を受給しているが、はたして彼らは本当に年金を必要としているのか。さらに言えば、日本の年金財政は彼らに年金を支給し続けられるほど余裕があるのだろうか。これらのことを考慮すると、年金制度を一元化するだけではなく、年金の支給制度に関しても改革が必要だと思われる。

このような非常に大きな世代間・世代内格差を是正していくための政策が今日の日本においては必要である。

よって、私たちは年金制度における ①年金制度の賦課方式から税方式への転換、②年金制度の一元化、③年金の累進支給（年金課税）制度の導入 を提案する。これらはいずれも、「若者の負担を減らしつつ高齢者間の格差を是正し、結果として世代間格差の解消を目指す」という私たちの考えた軸に基づいたものである。

高齢者への社会保障費はわが国の予算の中でも大きなウェイトを占めているが、私たちはこの予算を若者世代への保障に費やすべきだと考えている。例えば教育費を手厚くすれば少子化の食い止めにもなる可能性があるし、職業斡旋などにもっと予算を費やせるようになれば若者の就労率は回復するかもしれない。

さらに言えば、高齢者世代から若者世代にお金をまわすことで、景気全体の回復も期待できる可能性がある。現代の日本では、高齢者富裕層がお金を消費しないため、若者にお金が環流しないという構図がある。今どきの若者は金を溜め込んで、家で携帯やネットばかりして消費に積極的でないとよく指摘されているが、その理由は至って簡単で「金がない」からなのである。もちろん、お金があっても消費に回さない若者もいるだろうが、前述の金融資産保有率のデータを見れば、高齢者に比べ若者は貧乏である、という事実ははっきりと見て取ることができる。

高齢者に資産が偏在する理由としては、退職金のほか、住宅ローン返済完了、子どもの経済的自立、親からの資産相続などが挙げられる。さらに、高年齢化や年金など社会保障の不備による先行きの不安もこの理由のひとつだろうと分析できる。

とはいえ、過剰な貯蓄は経済に悪影響を及ぼす。経済が縮小して、所得水準が切り下がるとそれがさらに貯蓄に跳ね返るので、当然の事ながらお金は使った方が事後的には貯蓄額が多くなるのだ。単純な話だがお金は使われるに越したことはない。

そして、経済の縮小で影響を受けるのが仕事を求める若者たちである。高齢者が介護・医療や娯楽などでお金を使わないとそのビジネスが大きくなり、必然的に働く若者へ支払われる賃金が低額になる。つまり、高齢者が消費しないと、世代間の所得移転が実現不可能となるのだ。しかしながら、日本人の性格は必要以上にリスクを回避しようとする部分があり、先行きを不安がる傾向がある。それを考慮すれば高齢者の消費を活性化することは容易でないことに気づくだろう。やはり、高齢者よりも将来的に家や車などを購入することになるであろう若者にお金を回す方が、消費の増加という点では効率が良いのではないだろうか。

つまり、高齢者間の世代内格差の是正により若者たちの生活に余裕ができ、若者達が消費を増やすことで経済活性化にもつながるのではないだろうか。経済効率性の観点からのアプローチでは一部の高齢者が多額の資産を保有し続けることの非効率性が浮かび上がる。一部ではあるが豊かな高齢者は存在している。既存の年金に対する概念では、現役世代からの賦課方式によって引退世代の所得保障を行うという点は当然のように思われている。しかし、これらの余裕ある高齢者の人々にも年金制度維持の役割要請を求めることは可能ではないだろうか。社会保障を必要とする高齢者を同世代の豊かな人々が支えるという概念が必要ではないだろうか。このようにして世代内格差を是正していくことは世代間格差の歯止めへと繋がり、格差是正の一手段になり得る。

## 第2章 先行研究及び本稿の位置づけ

### 1. 先行研究

年金改革に関する研究や、著書は様々なものがある。そのなかで本稿を書くにあたり、橘木俊詔著『消費税 15%による年金改革』を参考にし、現在の年金制度を改革することを政策提言する。

橘木の研究による年金改革案はこうである。日本の公的年金制度を基礎年金制度だけに限定し、その財源を累進消費税の導入による 100%の全額税方式という制度改革をすることである。現時点では厚生年金の未納問題に始まり、国民年金の徴収は未納率が 40%であることから国民年金は崩壊の危機に直面している。よってこれら国民年金を全て税徴収に移行するのだ。税徴収に移行することによって専業主婦やパートタイマー、派遣労働者、期限付きの契約労働者、フリーターといった非正規労働者が厚生年金などの年金制度に加入していないことの問題が解決に向かうのである。ここで言う税方式とは以下で表す。

- ① 公的年金はすべての国民を対象にして一階部分の基礎年金を一定額支給する。
- ② 現存する二階建て部分は積立方式による民営化にする。この二階建て部分は未加入であってもいいというものにする。
- ③ 基礎年金部分である財源は全額税収にする。
- ④ そのための税として累進消費税を導入する。
- ⑤ 年金目的消費税を第一歩として導入し、将来的に一般財源として徴収された消費税の一部を年金給付この二階建ての部分に充てることをベストとしている。
- ⑥ この徴収技術が可能となれば、公平性と効率性を満たす年金制度は累進消費税から累進支出税への移行だと考える。
- ⑦ 現在ある厚生年金の積立金 140 兆円は、ほぼ全額を給付額として、保険加入者の積立金額に応じて還元する。

以上を詳しく述べると公的年金を基礎年金部門だけに限定し、一定額の年金額を給付することを政府に義務付けることによって国民に最低限の生活水準を保障する。よって従来の年金制度での不安要素であった将来の年金受給額に対する問題がなくなりすべての人が安心して老後を送れる年金制度へと変わる。また基礎年金を全額税方式と強制的に徴収することによって年金未納率 40%という事態は起こらなくなる。さらに消費税は所得税などと比較して徴収規模が大きく、徴収コストが低い、景気変動に対する安定性があるというメリットも見受けられる。また商品の贅沢度によって税率に差をつける累進性消費税の導入によって今までの消費税の逆進性を避けることができる。それに伴い課税のベースを各家計の総支出額に定めて税率を課す累進支出税へと移行することも可能である。

しかし、こうした税方式に移行するには家計ごとの総支出額を把握することは困難のことから現在はあくまで理想とされている。最後に、現在積立金としてある約 140 兆円は年金制度の移行問題に使うものとしている。これは今まで保険料を納めていた人に対する保障で

ありそういった人達の二階部分の支給額にあててことを提案している。つまりは、今までに保険料を支払ってきたという人には、基礎年金に上乘せし移行問題を解決するものだ。

また、年金制度を一元化することを挙げている。これにより、全ての国民が職の有無に関係なく年金制度に加入する。日本の厚生年金、公務員共済、国民年金の諸制度があり、これらの制度に分かれているのは、労働しているかいないか、雇用主は民間企業か公共部門か、それとも自営業者か、といったことで、国民を区別することが明確になっていることから生じている。そして一人の国民がこれらのうちどれかの制度に40年間続けて加入することを前提に継続されてきた。しかし、現代では、女性の労働参加率の増加、終身雇用・年功序列が崩壊の過程に入ったこと、転職率、失業率が高まったこと、非正規労働者の比率が急激に高まったことなどにより、一つの制度に加入し続ける人が大幅に減少したのである。そこでこれを達成するために最もふさわしい手段は上で主張した通り、基礎年金制度の財源を累進消費税に変更する方法である。未婚・既婚・離婚を問わず、また働いているか働いていないかに関係なく、消費税は全ての人負担するので、年金給付も全ての人に支払うことができ、公平な制度となりうるのである。この基礎年金制度がうまく機能するという事は、厚生年金、公務員共済、国民年金と乱立する年金制度が一元化を達成したことを意味し、全ての国民がどのような仕事をしえているか、あるいは仕事をしていないかに関係なく、一元化された唯一の年金制度に加入するのである。この制度は国民の全てに、老後の最低限生活の保障を基礎年金制度で行うという点で、一元化することが求められているのだ。

次に、消費税率をどの程度に設定するかという問題だが、著者は基礎年金給付額を夫婦で17万円、単独者で9万円にすることを提案している。現行の基礎年金支給額である夫婦で月額13万円が支払われるとする時、消費税率は12%程度ですむと考えられている。しかし、理想としている夫婦で月額17万円が支払われるようにするためには、消費税率が15%程度必要であると考えられている。この消費税率15%というラインこそが、国民一人ひとりに老後の安心を確保し、国民の誰もが貧困者にならないために必要な税率だと著者は述べている。これこそが、国民全員の社会保障につながり、国民の安心感を与えることができるのだ。

また、税方式がベストであるというシミュレーションの結果もでていいる。現行の保険料方式と改革後の消費税方式を比較するために主たる変数を用いて示した結果、どのような人口増加率であったとしても、保険料方式よりも消費税方式のほうが全生涯の効用で比較すれば高いということが分かった。つまり、現行の保険料方式を消費税方式に変更するという事は、人々に効用を高める効果、すなわち厚生を高める効果につながると考えられる。このことから、改革案は支持されると述べられている。

## 2. 本稿の位置づけ

先行研究の年金一元化、税方式への移行、そして高齢高所得者に対する年金給付の削減(減給)・無給付は本稿と同じであるが、先行研究ではこの高齢高所得者に対する年金給付の削減・無給付において具体的な削減基準や、これによってどれほどの再分配ができどれほど格差が是正出来るかについては言及されていない。そして、私たち若者にとってはこの世代間格差是正が非常に重要なファクターになっているので、この高齢高所得者に対する年金給付の減削減・無給付に着目し実際にその累進給付の度合いを決定し、どれ程の効果を上げられるかを示す事でこれを本稿のオリジナリティの第一とする。現在では在職高齢年金制度の累進給付に倣おうと考えている。

第二に、先行研究では高齢者の年金給付を単身世帯では9万円とし夫婦世帯で17万円とするシミュレーションを行っているが、最低限の生活を営む額にしてはこの給付額では高額過ぎると判断し、生活保護世帯の消費支出などから独自に算出した。それにより本稿では先行研究で主張されている15%という税率より低い水準の税率で実行出来るものとし、この事で国民の合意も得られやすいと判断する。



## 第3章 分析

### 分析内容

本稿では、賦課方式から税方式へ移行し年金制度を一元化する。そして更に、高所得年金受給者に対する年金支給を削減・無支給にする事によって更なる格差是正を目指すものである。そしてこの項では第一節に、税方式に移行した際、消費税を財源とするのだが、財源を消費税とする時の妥当性を論じ、更に消費税の逆進性や益税問題の解決法を提示する。第二節に、具体的な年金給付額を算出する。そして、第三節に、その財源とする消費税率を具体的に算出する。第四節に、実際の累進支給の累進度を算出する。第五節に移行問題に触れ第六節、では一元化の妥当性を示す。

#### 1. 年金財源を消費税に求める事の妥当性

##### 1. 1. 現行の年金制度と改革後の効用比較

改革後、年金財源を消費税に求める事になると消費税率が現状よりも上がることは避けら

表 1 基礎年金を保険料徴収から消費税徴収に変更する効果 注：他の前提として、基礎部分は賦課方式、報酬比例部分は廃止。「消費税 15%による年金改革」p.104

	r=1%		r=1%		r=3%		r=5%	
	保険料方式	消費税方式	保険料方式	消費税方式	保険料方式	消費税方式	保険料方式	消費税方式
$U$	0.1926	0.1966	0.1934	0.1976	0.1942	0.1986	0.1951	0.1996
$C_1$	0.1712	0.1758	0.1727	0.1775	0.1742	0.1792	0.1757	0.181
$C_2$	0.2439	0.2457	0.2428	0.2448	0.2416	0.2438	0.24	0.2429
$w$	0.3107	0.3354	0.3135	0.3383	0.3163	0.3413	0.3193	0.3443
$r$	1.854	1.67	1.8161	1.637	1.7783	1.6039	1.7405	1.5708
$s$	0.0749	0.0869	0.0756	0.0877	0.0763	0.0885	0.0771	0.0892
$y$	0.4582	0.4791	0.4622	0.4833	0.4664	0.4875	0.4707	0.4919
$k$	0.0741	0.0861	0.0764	0.0886	0.0787	0.0912	0.0811	0.0939
$G$	0.0447	0.0484	0.0451	0.0486	0.0455	0.0488	0.0459	0.049
$B$	0	0	0	0	0	0	0	0
$t_z$		0.0774		0.0764		0.0754		0.0743

れない。消費税率を上げることによって負担が増加しても、国民の利益が増加しないのであればこの政策は好ましくないといえるので、この項では税方式導入後の国民の効用にプラスの効果がある事を橋本・中居(2002)を引用しながら検証していき、財源を消費税にすることの一つの要因とする。

このモデルは家計部門、政府部門、企業部門の三つから成り、家計と企業はそれぞれ消費で代表される効用最大化と、利潤最大原理に基づいて行動するものとする。それから、人々は勤労期間と引退期間を生きるが、政府が家計の勤労期間中に稼いだ賃金に年金保険料を課

し、引退期間に年金給付を受けて消費に充てる。現行の年金制度は賦課方式で運営され、勤労世代の年金保険料が引退世代の年金給付を負担する、というのがこの特色である。このシミュレーションでは年金制度は基礎年金だけに限定し、報酬比例部分は廃止する。上の表 1 では、現行の保険料方式と改革後の消費税方式との比較を、主たる変数について示したものである。ここで  $U$  とは人々の効用、 $C_1$  と  $C_2$  は各期間の消費、 $w$  と  $r$  は賃金と利率、 $G$  の  $B$  は政府支出と国債発行による調達額、 $t_2$  は消費税率である。 $n$  は人口増加率四つのケースを考えている。表 1 で分かるのはどの人口増加率であっても、保険料方式よりも消費税方式の方が、全生涯の効用 ( $U$ ) で比較すれば、高いという事である。つまり、現行の保険料方式で徴収するよりも消費税方式に変更する方が人々の効用を高める、すなわちそれは厚生を高める事になり、ひいてはマクロ経済にとって価値がある事を示し経済効率を高めるのである。注記：なおここでは消費税率  $t_2$  は、0.0743~0.0774 の値を示しており、7.5% 辺りがこのシミュレーションによる税率であるが、このシミュレーション結果は、消費税率の値や基礎年金の値に注目するのではなく保険料方式から消費税方式に変更する政策は、マクロ経済と日本国民にとって価値がある、即ち経済効率を高めるという事を示す事を最大の目的としている。

1. 2. 消費税の財源調達力

この項では、1990-2000 年度を対象として、租税方式の財源と密接なつながりをもつ国税収入（特に所得税、法人税、消費税、相続税）と、社会保険料収入を比較する事により、各々の財源調達力に関する事実確認を行い、制約条件を把握し消費税の財源調達力の高さを見ることによって妥当性の一つの要因とする。ここで「財源調達力」とは、1990 年代の日本のように長期停滞する経済状況にあっても、国民から安定的に公共部門に所得を調達する力を指すものとする。

表 2 国税と社会保険料の推移 「年金改革と積極的社会保障政策」より 注：2001 年度までは決算額、2002 年度は予算額である。千億円の単位を四捨五入した数値である。内閣府が発表する「経済基準日付」における「景気の山」1991 年 5 月、1997 年 5 月、2000 年 10 月（暫定値）を含む年度は太字としてある。

年度	国税収入	所得税	法人税	消費税	所得・法人・消費税の国税に占める割合	社会保険料	(社会保険料/国税比率)
<b>1990</b>	<b>63</b>	<b>26</b>	<b>18</b>	<b>5</b>	<b>78%</b>	<b>40</b>	<b>0.6</b>
1991	63	27	17	5	76%	42	0.7
1992	57	23	14	5	73%	44	0.8
1993	57	24	12	6	73%	46	0.8
1994	54	20	12	6	71%	47	0.9
1995	55	20	14	6	71%	51	0.9
1996	55	19	15	6	72%	53	1
<b>1997</b>	<b>56</b>	<b>19</b>	<b>14</b>	<b>9</b>	<b>76%</b>	<b>55</b>	<b>1</b>
1998	51	17	11	10	75%	55	1.1
1999	49	15	11	10	74%	55	1.1
<b>2000</b>	<b>53</b>	<b>19</b>	<b>12</b>	<b>10</b>	<b>76%</b>	<b>55</b>	<b>1</b>
2001	50	18	11	10	79%		
2002	49	16	11	10	75%		

1990-2000 年度の国税と社会保険料の推移を表 2 に示し、所得税、法人税、消費税の三税が国税収入にどのような影響を与えたのかを表 3 で計算している。これらのデータから次の事実を確認するものとする。

表 3 国税収入の減少に対する所得税、法人税、消費税の寄与率

	税込 2000/1999 比	増加寄与率	税込 2002/ 1990 比	増加寄与率
所得税	0.72	-71%	0.61	-64%
法人税	0.64	-66%	0.61	-45%
消費税	2.13	51%	2.13	33%
国税合計	0.84	-100%	0.75	-100%

(1) 表 2 にみるように、国税収入は 1990-2000 年度に 63 兆円から 53 兆円まで 10 兆円、16%減少した。

(2) この間、所得税 7 兆円減、法人税 6 兆円減、消費税 5 兆円増であった。1990-2000 年度の国税収入の減少に対して、所得税が 71%、法人税が 66%寄与しており、消費税は、国税収入の減少を支える形でプラスの方向に 51%寄与したと計算する事が出来る。

(3) 社会保険料は 1990-2000 年度に、40 兆円から 15 兆円増の 55 兆円となり、この間 38%増加した。

(4) 消費税は 1990-2000 年度に 5 兆円増であり、この額は社会保険料の 15 兆円増よりも少ないが、この間の消費税収の倍増は社会保険料の 38%よりもはるかに大きかった。消費税が社会保険料よりも高い伸び率を示したのは 1997 年 4 月の消費税率 3%から 5%への引き上げ前後の 2 期間の伸び率が、ともに社会保険料のそれとほぼ同率であるのは消費税の際だった特徴といえる。

(5) 社会保険料データは、2000 年度分までしかないが、国税は 2002 年度データまで公開されているので表 1 に掲載した。それによれば、国税収入は 2002 年度には 49 兆円となり、1990-2002 年度は 22%減へと拡大した。この国税収入の減少に対して、所得税が 64%、法人税が 45%寄与しており、消費税は国税収入の減少を支える形でプラスの方向に 33%寄与していた。

これらのデータからやはり消費税の財源調達力は高いと言える。そして (4) の書いているように今回は 5%からの更なる引き上げで伸び率は上がると判断できる。

### 1. 3. 消費税の逆進性の問題

本稿のように財源を消費税に求めた場合この消費税の逆進性が必ずといって良い程持ち上がる。なので、この問題に関して本稿では大阪大学社会経済研究所教授の大竹文雄氏が「論座」12月号に掲載された「消費税は本当に逆進的か」という文章を参考にして反論していく。

まず始めに、消費税の逆進性とは消費税は全ての所得階層に対して同率の税率が課せられるが、一般的に、低所得者層のほうが高所得者層に比べて消費性向が高いため、相対的に低所得者に対する負担が高くなってしまい税制が所得を税制が所得を不平等化する原因になる事である。(図 1)

この問題に関して大竹氏はこの逆進性の計測方法、つまり一時点の所得水準に対する消費税負担率で計測する方法はこの少子高齢化の時代には問題があるとしている。

税金が累進的であるか逆進的であるか議論する場合は一時点の所得を念頭にしている事が多いが、現在の少子高齢化時代において公平性を考える際には、特に生涯所得に対する負担の公平性に気を配らなければならない。一昔前までは人口構成が若く全員勤労世代であると見なして、税負担の公平性を考えてもほとんど問題は生じなかったが少子高齢化時代には、引退後の生活をしている人の比率が高まっており、勤労世代と高齢世代の税負担の公平性を考えるには、引退して勤労所得がなくなっている人の担税能力をどう評価するかが重要

な問題になってくる。なぜなら、勤労所得がないからといって貧しいとは限らないからである。勤労期に蓄えた豊かなストックを持っている高齢者も多いからである。現状・問題意識の所でも書いたように金融資産の6~8割は高齢者が所有しているという事実もこの現状に裏付けを持たせる一因と見なせる。

大竹氏はこの事を例に挙げて分かりやすく説明している。それは、世の中に全く同じ所得水準の人しかいなかったとする。20歳から60歳まで、年収が500万円、60歳以降は年金所得が200万円、80歳まで生きるでしょう。人々は、生涯同じレベルの消費水準を達成できるように貯蓄し、それを取り崩すとする(図2)。ここで、簡単化のために、金利をゼロとすると、人々は毎年400万円ずつ消費すれば、60歳まで毎年100万円ずつ貯蓄し、60歳以降は毎年貯蓄を200万円ずつ取り崩すと、80歳でちょうど貯蓄を使い果たすことになる。これが、経済学でライフサイクル仮説と呼ばれる消費行動を説明する理論のもっとも簡単なケースである。このとき、消費税率が5%だとすれば、50歳の人の消費税の負担額も70歳の消費税負担額も、約19万円になる。所得に対する負担率を計算すると、50歳で所得500万円、所得に対する消費税負担率は約3.8%、70歳で年金所得200万円の人の消費税負担率は約9.5%である。この指標では、所得の少ない高齢者が、所得の多い勤労者に比べて、高い消費税負担比率となっているため、逆進的な状況を示している。しかし、この両者は年齢が違っただけで生涯所得は同じであるから、生涯所得に対する生涯消費税負担で考えると、どちらも、約4.8%の消費税負担率ということになる。このように、狭い意味のライフサイクル仮説が成り立つと生涯所得=生涯消費であるため、消費税が比例税である限り、生涯所得に対して消費税には逆進性はなく、あくまで比例税にすぎない。

ここで大竹氏は実際に生涯所得で消費税の逆進性を計測している。まず、生涯所得に対する消費税負担率は消費階層別に生涯所得階級を定義すると、消費税負担は「累進的」である。1999年において、消費階級第1分位の消費税負担率は1.59%、第10分位の負担率は4.05%である。非耐久財でも同様の傾向がある。必需品だと考えられる食費の負担率は、消費階級別データでみると生涯消費額階級に関わらず、所得の一定割合である。その意味で、食費は他の費目に比べると所得に対してほぼ比例的であるといえる。しかし、食費にかかる消費税も決して逆進的であるとは言えない。

ただし、外食費を除いた食費に対する消費税負担率は、生涯所得が高いほど低い。1999年のデータでは、消費による生涯所得の中位所得階層までは、外食費を除いた食費の消費税負担は、生涯所得の約0.55%であるが、最高所得階層では0.4%になっている。外食費を除いた食費では、程度は低いもののわずかに逆進性は観察される。

一方、所得税や住民税は、生涯所得階級でみても累進的な構造をもっている。住民税の累進度は、消費税の「累進度」とほとんど変わらないのも特徴的である。課税前所得階級で生涯所得を作成した場合は、消費税に逆進性が観察できる。課税前所得階級で最低所得階級である第I分位では、消費税の負担率は5.29%、最高所得階級である第X分位では1.79%である。つまり、伝統的な所得階層別データで見れば、生涯所得を計算しても、消費税の負担率は逆進的に見える。

ここまでの分析結果はつぎのようにまとめることができる。第一に、生涯所得階級で定義した所得税・住民税負担率は、生涯所得が高いほど高いという累進的構造をもっている。第二に、生涯所得階級別に計測した消費税負担率は、生涯所得が高いほど高いという「累進的構造」をもっている。消費税の「累進度」は所得税の累進度に比べればはるかに小さいが、住民税の累進度と同じ程度である。ここで示した計測結果は、『全国消費実態調査』をもとにしているが、『国民生活基礎調査』を用いてもほぼ同様の結果が得られる。

#### 1. 4. 益税問題

現在日本において消費税には益税の問題がある。買い物で支払った消費税は、事業者がい

ったん預かり、まとめて国に納税される。このためには帳簿をつけて、消費税を取り分けておく必要がある。しかし、売り上げの少ない個人商店などにも面倒な会計処理をさせるのは大変なので、年間売上高が少ない事業者は消費税の課税対象から外されていた。こうした免除事業者の年間売上高の水準が免税点で、1989年4月の消費税導入以来、年間売上高3000万円以下とされてきた。しかし、この制度には、免税されている事業者が消費者から消費税分を取り、それをそのまま手元に残してしまうというのが益税である。本稿では消費税を年金支給の財源とするので、少しでも税率を上げないためにこういった問題を見逃すわけにはいかない。実際、免税事業者は全事業者の6割強の368万と言われ、これらの免税事業者の一事業者当たり平均売上高を2000万円(第2種小売業・簡易課税制度適用の場合)と仮定すると、7000億円もの消費税が免税事業者の手元に残ってしまう計算となる。更に、消費税の滞納額は、ここ数年の景気低迷を受け、現在6000億円もあるとされている。この二つの問題を解決することで多くの額が浮く事になる。

### 1. 5. インボイス方式

この益税問題を解決するにあたりEU諸国で導入されているインボイス方式を日本でも導入する。インボイス方式とは、事業者が仕入れ税額控除を行う際にインボイス(仕送り状)に税額が明記されていることを条件に控除を認める方法で、事業者の納税額の算出を、現在の仕入れ控除方式から、インボイス方式にすれば益税問題をなくすことが可能となる。

### 2. 具体的な給付額の算出

私たちの提言する税方式では年金制度を基礎年金のみに一元化して一定額の年金を給付するものであり、そして、本稿では年金を税方式に転換する事で従来の「老後の生活保障」という概念から「再分配の手段」と変えるとしている。だが、先進国として我が国は、貧困者を放置しておく事には倫理的にも道徳的にも合意は得られないだろう。だから、本稿で年金額は生きていく上で最低限の生活を保証する額を支給するものとする。そして、その最低限の生活を保証するための給付額を算出していく。だがこの給付額を算定するには、その最低限の生活をどの程度のレベルなのかを定義する必要がある。

#### 2. 1 最低限の生活の定義

ここでの最低限の生活とは、憲法25条にあるように健康で文化的な最低限度の生活ができるレベルを指す。なので、このレベルに満たない人がこのレベルに達するように受ける事が出来る生活保護の基準を採用する。つまり、国は最低限のレベルの生活を保証するだけなので生活レベルは大分落ちるが、これは人間として生存する「機会の平等」を与えているのである。生活レベルが落ちるのが嫌な人は、現役時代に私的年金に加入するなり、私的貯蓄をするなり方法はたくさんある。

#### 2. 2 具体的な給付額の算定

前項で述べたように生活保護の基準を採用する。

そして2008年の高齢者単身世帯の生活保護受給世帯の消費支出は図3のようになり9万8千164円だがこの中の教養娯楽部分や教育、その他の消費は生活必需品とはみなせない部分があるのでこの値からその分を引くと8万3千723円になる事から単身世帯には8万5千円程度給付する。

そして同じ方法で算出した(高齢複数世帯生活保護受給世帯の消費支出実数から教養・娯楽費と教育費、その他を引いた額)2人世帯の支給額は11万3千688円になり(図4)、11万5千円の給付とする。しかもこのデータは正確には2.01世帯での消費支出実数であるから、少し余裕がある額とみる事が出来る。

### 3. 消費税率の決定

この消費税率の決定に関して、電機連合の「安心と信頼の社会保障制度の実現にむけた政策」では、報酬比例部分を廃止するが移行過程にある人の受給権を保障し、最終的には年金は基礎年金だけに限定するという方向で年金消費目的税の税率を計算している。このモデルでは、現行の基礎年金支給（月額 13 万円）を年金目的消費税で徴収した時の税率もシミュレーションしている。それから、現行の基礎年金は夫婦で月額 13 万円、単身世帯ではその半分の 6 万 5 千円であり、私たちの提言策では夫婦で 11 万 5 千円であり、単身では 8 万 5 千円と単身の場合の差が大きい、高齢夫婦と比較して高齢単身者数はそれほど多くないので、計算への影響は大きくない。シミュレーションの結果は基礎年金額が現行通りであれば、年金目的消費税は 7% 程度となるとしているので現行の 5% 税率を加えると 12% 程度の消費税率になる。しかし、私たちの提言する策は給付額が 13 万円より少ない 11 万 5 千円になるのに加え、高所得高齢者に対して無支給・削減を行うので 12% をかなり下回る程度を想定している。

### 4. 累進支給の累進度の決定

#### 4. 1. 高所得者の定義

まず始めに年金の累進支給・無支給を行う上でどのレベルから累進が始まりどの程度の累進を持たせどの程度以上から無支給にするのか等を決める際に「高所得者」の定義付けが必要になってくる。しかし、これは様々な立場や価値観等で非常に異なった見方ができるのでここでこの累進度を決めるには、実際導入する事になった時に大きな論争になり国民の同意を得るのが難しくなると考えられる。だから、私たちはもう既に国民の合意がとれていると見なせる既存の制度から累進度を決める。更に、この既存の制度は年金に近く国民に広く知れ渡っているものが望ましい。これらを鑑みた結果、私たちは「在職老齢年金制度」を採用する。

#### 4. 2. 在職老齢年金制度

在職老齢年金制度とは 60 歳以上の高齢者を対象とし、勤労所得の多少に応じて年金の一部を支給する制度です。実際は、大竹氏の見解から所有資産をも累進支給の要件にいたったが、実際、個々人の資産を把握することはタンス預金（現金所有）等の問題から不可能であるためいれなかった。

在職老齢年金制度は 60 歳～64 歳までと 65 歳以上とで累進度が異なっているが本稿では分けるメリットはないとし 60 歳～64 歳までの累進度で一元化し、60 歳以上の全高齢者を対象とする。

60 歳～64 歳までの在職老齢年金制度の要点を下記する。（図 5）

- 年金月額の満額（G）と総報酬月額相当額（W）の合計額が 28 万円に達するまでは年金の満額（G）が支給されます（線分 GA）。
- 総報酬月額相当額＝勤労報酬月額＋（年間賞与総額）/12 として計算
- 年金月額の満額（G）と総報酬月額相当額（W）の合計額が 28 万円を超える場合 28 万円を超えた額の 1/2 が年金月額からカットされます（線分 AB）。
- 総報酬月額相当額（W）が 48 万円を超える場合は、総報酬月額相当額（W）が 48 万円を超えた分だけ年金がカットされるので、総報酬月額相当額と年金支給額の合計額はそれ以上増えず予算線は水平になります（線分 BC）。48 万円は 2005 年度の現役男子の厚生年金被保険者の平均月額収入です。

そして、現行の 65 歳以上の高齢者に対する在職老齢年金制度についてもどのように変えるかを分かりやすくするため下記しておく。

- 総報酬月額相当額と年金月額の満額の合計額が **48 万円** に達するまでは、年金月額の満額が支給される。

- ▶ 総報酬月額相当額と年金月額満額の合計額が48万円を超える場合は48万円を超えた額の1/2が年金月額からカットされる。

本稿ではこれを廃止し、65歳以上の高齢者にも60～64歳の在職老齢年金制度を適用する。

#### 4. 3. 変更後の在職老齢年金制度適用効果

60歳～64歳までの累進度を60歳以上の全ての高齢者に適用すればどれ程の効果があるのだろうか。

今までの在職老齢年金制度では65歳以上の高齢者は単純計算で年収576万円以上から年金支給が減額されてきた。変更後は年収336万円以上の高齢者から適用される。そして、年収が525万円以上の世帯数は6518世帯に対して年収318万円以上の世帯は17953世帯にも及ぶ(2009年度家計調査年報より)。計算方法に誤差があるものの約2.5倍以上の世帯から年金支給を減額することになり、これによる節税効果は大きいといえる。

#### 5. 移行問題

現在までに多額の積立金を積み立ててきた引退者や引退間近の人々は、本稿での政策提言案である基礎年金11万5千円のみ支給になるのであれば、かなりの損失を被る事になるので厚生年金積立金である約140兆円と国民年金積立金約10兆円を取り崩して還元支払いを行う。勿論、損失額を全額補償出来るわけではないが、多くの割合の部分を補償できるので、この避けられない人口動態の変化(つまり少子高齢化)のような誰の責任でもない自然的現象が起きている世代がなんらかの犠牲を受ける事は避けられないという事情を酌量してもらい、納得してもらいしか方法はない。

#### 6. 一元化の妥当性

一元化する事によって制度運営のコストが削減できる。年金財源を税に求めることで国税庁の税徴収事務と社会保険庁の社会保険料徴収事務を統合する事が可能となる。更に、税方式導入により空洞化が解消される事で、未納、未加入者に対する事務費や人件費をも削減できる。実際、徴収コストの比較をすれば、1万円の徴収に必要な経費は国税庁で178円なのに対して、社会保険庁は317円である。保険料方式から税方式に転換することによって、大幅な効率化が期待できる。社会保険庁の数々の不祥事や無駄使いも、国税庁との統合が望ましいことを示唆している。

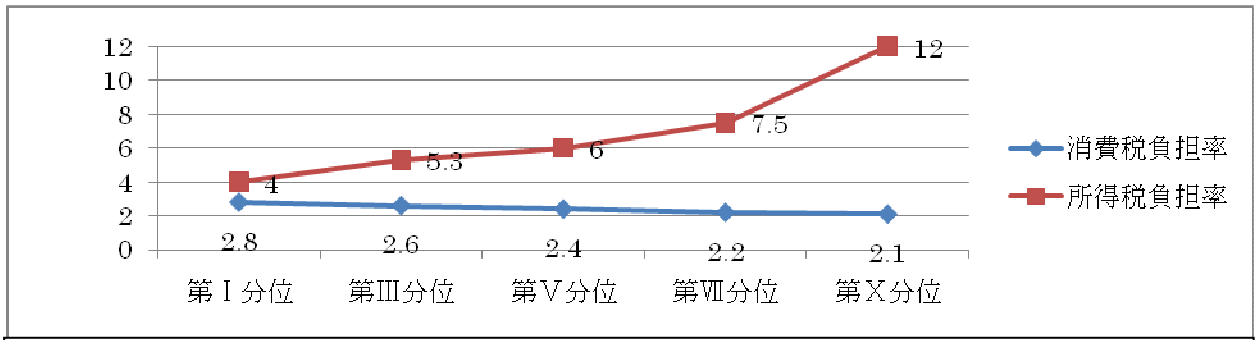


図1 消費税・所得税の所得階級別負担率 総務省統計局『家計調査』(勤労者世帯)平成14年度版から財務省が推計 この図は消費税が逆進的で所得税は累進的な事を表している。

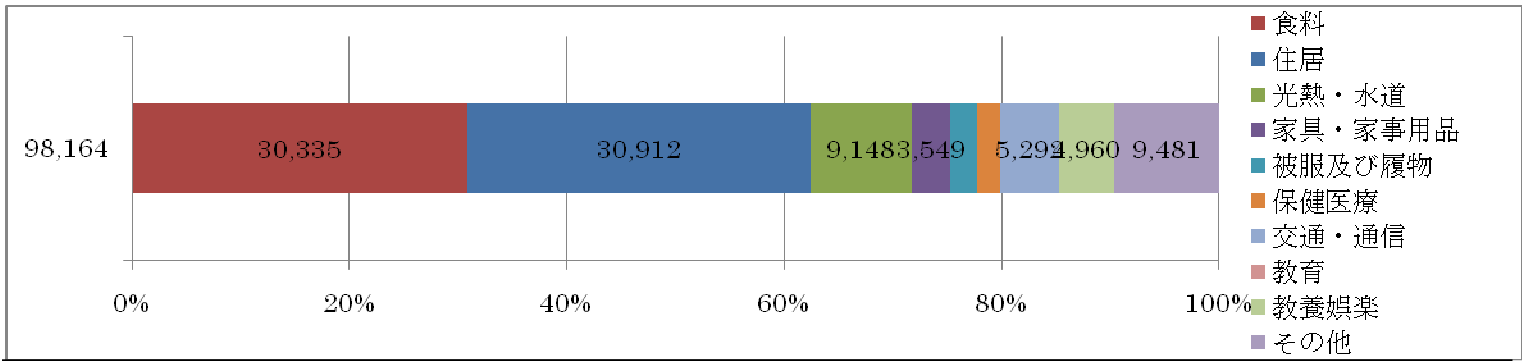
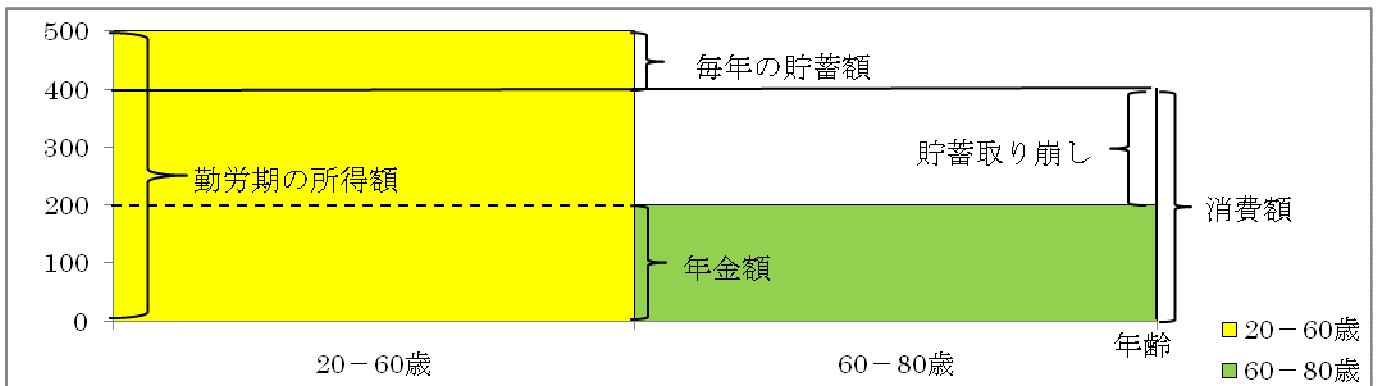


図3 高齢単身世帯生活保護受給世帯の消費支出実数(2008) 厚生労働省 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001063751> より作成

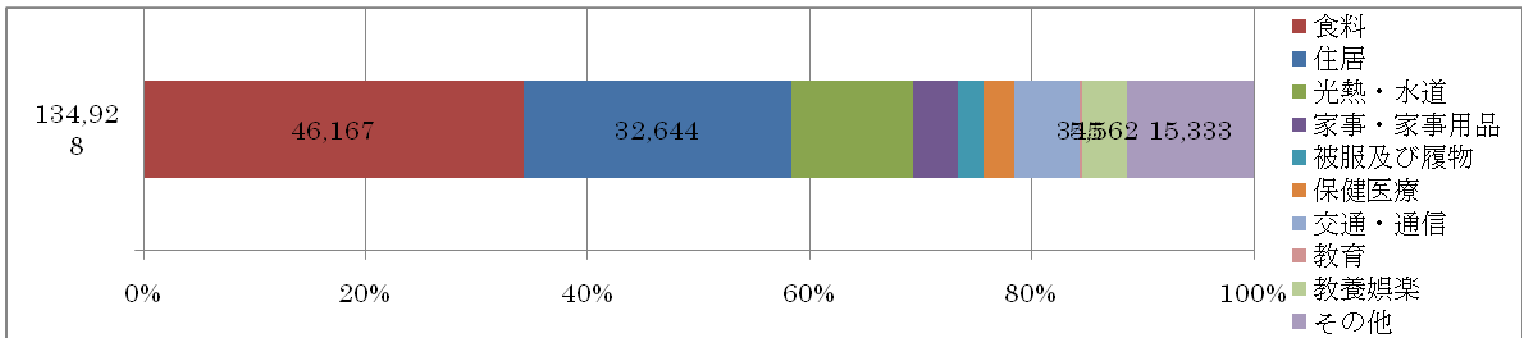


図4 高齢複数世帯生活保護受給世帯の消費支出実数(2008) 厚生労働省 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001063751> より作成





## 第4章 政策提言

今回、私たちが提言させていただく政策は世代内格差及び、世代間格差是正のため、1. 年金の税方式への移行 2. 年金給付額の累進的減額 以上の二点である。

### 1. 年金の税方式への移行

今日、老年人口は平成 21 年において日本の総人口に対して 22.7%を占めている。また、生産年齢人口(14~64 歳)における老年人口(65 歳以上)の割合を示す老年人口指数は 35.6 と、非常に高い数値を示している。将来高齢者の社会保障を支える若者世代の減少が予想され、将来において徐々に若者世代の負担が増加していくことは明白である。このようなことから実質的な賦課方式で運用されている現在の年金は制度自体が今後も持続できるかさえも危ぶまれている。そもそも賦課方式は、人口ピラミッドが三角形の場合のみ成立する考えであり、人口ピラミッドが逆三角形になっていくであろう現在の状況下では、負担者の負担が大きくなってしまふ。年金受給者が増加していく中、若者世代の負担は増す一方である。現在年金を受給している高齢者が若者世代、つまり、負担者であった時代では、その負担額は現在の若者の負担額に比べて小さかったものと予想される。経済成長率や人口動態といった時代の変化が原因として挙げられるが、若者世代と高齢者世代との世代間格差の存在を放置し続けることはできない。

また、日本の金融資産保有割合は 60 歳以上の高齢者たちが 6~7 割ほどを占めているという現状がある。私たち若者からみれば、なぜ金融資産保有割合の高い高齢者のために大きな負担を背負ってまで、社会保障の財源を担わなければならないのか、というところが本音である。しかし、生活するのにも困難な所得しかない高齢者がいることも事実である。社会保障制度での所得再分配がない状態では不平等度を表すジニ計数によると、高齢者間での数値は 0.8 を超えており、このことから極めて不平等であることは明らかである。まず、このような高齢者間での世代内格差を是正することが、世代間格差を是正するためには必要だと考える。まず、崩壊の危機にある年金制度維持のために、労働世代が引退世代を負担していくというこれまでの意識を変えていかなければならない。つまり、若者世代で支えるという現在の賦課方式ではなく、これからは全額税方式で運用していくことを政策提言とする。社会保障の全額を消費税として集めることができれば、老若男女問わず国民全体で受給世代を負担することができる。年金消費目的税という目的税として徴収することにより、再分配も理解を得られやすくなる。かつ、国民全体の公平性を保つことができると考える。

次に、年金の税方式の移行の際の消費税率の提言をする。先行研究の橘木教授によると基礎年金給付額を夫婦で 17 万円、単独者で 9 万円にすることを提案している。理想としている夫婦で月額 17 万円が支払われるようにするためには、消費税率が 15%程度必要であると考えられている。この消費税率 15%というラインこそが、国民一人ひとりに老後の安心を確保し、国民の誰もが貧困者にならないために必要な税率だと述べている。しかし、私たちが提案するものは、年金制度を基礎年金のみに一元化して一定額の年金を給付するという最低限レベルの生活を保証するものである。年金の税方式へ移行するにあたって、これまでに年金を支払ってきた人からすれば、彼らが支払った分は彼らのみが負担していたことになるので、当然不公平を感じるであろう。そのため、現在、賦課方式の下で年金の財源として残

っている額を、現在給付している人の受給権の一階立て部分に上乘せという形で保障し、還元していく。そして、最終的に年金は基礎年金だけに限定していく。理想とする年金消費目的税の税率は、12%以下とする。この提言は、分析の結果から用いたものであり、夫婦で11万5千円、単身者では8万5千円と考えた時のものである。また、税方式に一元化することによって年金の未納問題や第3号被保険者問題は解決される。

つまり、消費税率を12%以下に設定することにより、年金制度を一階立て部分の基礎年金のみの一元化する。これは、最低限レベルの生活を保障するものであり、これ以上の受給を求める者は各自で貯蓄していただくという考えである。移行にあたり、今まで給付してきた人は、上乘せというかたちで受給権を保障する。また、全額税方式にすることにより、今まで賦課方式で若者世代の負担が大きかったものを国民全体で支えることができる。これは、これからの年金制度維持とともに、高齢者間の格差を是正することができる。この世代内格差是正こそが、世代間格差是正へつながると考える。これについては後述している。よって我々は全額税方式、消費税率12%以下を第一の政策提言とする。

次に私たちの政策提言である年金給付の累進的減給について説明させていただく。

## 2. 年金給付の累進的減額

1で述べたように、我々若者世代が金融資産を多く保有している高齢者(金融資産の保有率は50歳以上が全体の金融資産の8割以上、60歳以上でも6割以上)への年金を支給するために大きな負担を背負うということはおかしなことではないか、しかし、高齢者が金融資産を多く保有しているからといって、高齢者に年金のすべての負担を背負ってもらう、あるいは、年金制度を廃止するというのは、あまりにも若者のみに利益が偏りすぎていているという考えから、まず、年金の財源を税に移行することを提言させていただいた。このことにより、全員より強制的に年金の資金を徴収することができ、財源を確保することができる。さらに、そのことに加え年金制度の概念改革、つまり、現状の年金制度というものは退職後の収入源確保のためのものであり、これを、年金は退職後の格差是正のためと最低限の生活を保障するために使用するものという考え方に変える。そのために年金という言葉の変更を行うということも有効なのではないだろうか。また、私たち若者世代と高齢者との間に負担率に差が発生しているという世代間格差を考えた場合、その時々時代の背景や経済状況により、当時の頑張りや苦勞、努力というものは、今日、あるいは将来と画一的に比較は出来ないと考える。

しかし、データ上(1969年時では初任給の1/136であったが、2007年時では初任給の1/14)、負担が大きくなっていることは明らかであり、また、これから先も少子高齢化が進行することも予想できる。なので、世代間格差が生じることは仕方の無いことと、いったんは若者世代に受け入れてもらうものの、このままでは、世代格差は拡大していつてしまう一方である。このことは容認できないので、世代間格差の拡大に歯止めをかけるためにも年金制度の財源の税制へと移行するとともに、前述した通り、私たち若者世代は高齢者との時代背景、経済状況などの不一致により、ある程度の世代間格差を容認する姿勢をとる。

これと同じことを理由として、同じ時代背景、経済状況の下で生きてきた者同士の間で発生した格差、つまり、高齢者間の世代内格差は高齢者間で解決していただく。そこで私たちが次に提言させていただくのは、年金給付の累進的減額である。これは、高所得高齢者への年金支給を累進的に減額し、減額分を低所得高齢者の年金給付に回す、あるいは、財源確保のための税率を低下させるというものである。格差の度合いを示すジニ係数(0-1, 0)を用いると、2002年時で65-74歳では約0.7、75歳以上では約0.8と非常に高い指数である。このことより、高齢者間での格差が大変大きなものであるということがわかる。しかし、実際、高所得高齢者は支給された年金に頼っている度合いは高くない。なので、そのような高所得高齢者への年金支給を累進的に減額していく。

また、人間の心理として、自分の所有物を徴収されることに対しては、どうして自分が頑張ったか、低所得者が勤労時代に頑張りが足りなかったか、自業自得ではないのか、と強い反発を覚えると思う。また、実際、私たちもそのように感じているし、資本主義の現代では当然の反応のように思う。しかし、社会保障という側面から考えると、どうしても高所得者から低所得者へと再分配を行う必要が発生してしまう。そこで、各個人の金融資産を徴収するのではなく、これから高齢者に支給される年金を累進的に減給することにする。これから支給される年金ならば、保有している金融資産を徴収されるときに感じる反発ほど強い反発は感じないであろう。

次に、累進度についてだが、これは現行の在職高齢者年金制度の累進度を64歳までではなく、それ以降の年齢にも当てはめることとする。また、場合によっては、高所得高齢者への年金の無支給も考えてもよいと思われる。そもそも、社会保障は低所得者の生活を守ることが第一義であるので、高所得者に年金を支給する必要はないのではないかと。しかし、高所得者も社会保障の一角を担っていることは紛れもない事実である。しかし、私たちが提言しているのは、国民全員の税支払いからの税収による基礎年金給付であり、それぞれの各個人が拠出した保険料による給付ではないので、高所得者への基礎年金支給が削減・無支給であるなど、支給額を削減することは不公平な政策ではないと考える。このことにより高齢者間の所得の再分配を実現することができる。

さらに、高所得者になることによって年金の支給額が低下するだけであり、保有資産が減少するわけではないので、労働へのインセンティブが低下することも考えにくい。年金の支給額は上述したように最低限の生活を保障する程度のものであり、決して生活が裕福になるレベルのものではないので、働いていなくてもお金が入ってくるようなものではない。そのため生活レベルを向上させるためにも働くインセンティブが低下するとは考えにくい。よって年金給付の累進的減給を第二の政策提言とする。

世代内・世代間の両格差の是正を目指し、私たちは一若者代表として年金制度改革を訴える。両格差是正は抜本的な制度改革が必要であり、何より年金制度に関する意識改革が必要である。若者視点に立ち、政策提言をする本稿は独自の目線から年金制度のあり方を評価している。本稿には極めて偏った意見も記されているが、年金制度改革目指す一意見として受け止められることを期待する。より多くの人々が年金制度、ひいては社会保障制度全般に対して興味感心を持ち、将来の制度設計に対してより良いあり方を模索していくことが重要であると私たちは考える。全世代の利益・負担を考慮して最善の制度が完成することを私たちは切に願う。

以上をもって私たちの政策提言とさせていただきます。

## 先行論文・参考文献・データ出典

### 《先行論文》

- ・ 橋本俊詔 (2005) 『消費税 15%による年金改革』 東洋経済新報社 p. 2-p. 109

### 《参考文献》

- ・ 山野車輪 (2010) 『若者奴隷時代』 株式会社晋遊舎 p. 139-p. 230
- ・ 植村尚史 (2008) 『若者が求める年金改革』 中央法規出版株式会社 p. 89-p. 119
- ・ 権丈善一 (2004) 『年金改革と積極的社会保障政策』 慶応義塾大学出版会株式会社 p. 250-p. 255
- ・ 馬場浩也 「労働経済講義ノート」 p. 36-p. 45 教授に許可を頂きました。
- ・ 論座 (2005 年 12 月) 第 127 号 p. 44-p. 51

### 《データ出典》

- ・ 権丈善一 (2004) 『年金改革と積極的社会保障政策』 慶応義塾大学出版会株式会社 p. 250-p. 255
- ・ 厚生労働省HP
- ・ 厚生労働省 国民生活基礎調査
- ・ 総務省統計局—人口推計
- ・ 総務省統計局—家計調査年報 2009 年度  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001064720> (アクセス日 11 月 5 日)
- ・ [http://www.office-onoduka.com/siru\\_nenkinseikatu/sn0706.html](http://www.office-onoduka.com/siru_nenkinseikatu/sn0706.html) (アクセス日 9 月 25 日)
- ・ <http://www2.osipp.osaka-u.ac.jp/~kohara/shohizei.pdf#search='大竹文雄 消費税'> (アクセス日 10 月 30 日)
- ・ [http://www.nli-research.co.jp/report/econo\\_report/2006/ke0602.html](http://www.nli-research.co.jp/report/econo_report/2006/ke0602.html) (アクセス日 10 月 30 日)
- ・ <http://d.hatena.ne.jp/roumuya/20051117> (アクセス日 10 月 30 日)
- ・ <http://www2.ipcku.kansai-u.ac.jp/~hkyoji/zemi/6kiseisoturon/deguti.pdf#search='益税問題 インボイス'> (アクセス日 10 月 31 日)
- ・ <http://www.yokosuka.jp/yfn/yf-00242.htm> (アクセス日 10 月 31 日)
- ・ <http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2006/zenbun/html/i1221000.html> (アクセス日 11 月 5 日)
- ・ 論座 (2005 年 12 月) 第 127 号 p. 44-p. 51